

人 事 委 員 会 年 報

令和7年度

山 形 県 人 事 委 員 会

目 次

I 人事委員会

1	人事委員会	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 人事委員会会議の開催	1
	(2) 人事委員会の議決事項等	2
3	条例案に対する意見	9
4	人事委員会規則の設定、改正及び廃止	10
5	人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	11

II 事務局、各業務の状況

1	事務局	
	(1) 組織及び職員数	12
	(2) 事務分掌	12
	(3) 事務局職員の配置	13
	(4) 令和7年度予算の状況	14
2	企画・給与関係業務	
	(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	15
	(2) 承認及び協議	24
	(3) 支払監理	26
3	任用関係業務	
	(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）	27
	(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）	37
	(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験	39
	(4) 警察官採用試験	42
	(5) 採用選考	46
4	審査関係業務	
	(1) 勤務条件に関する措置要求	49
	(2) 不利益処分に関する審査請求	49
	(3) 不利益処分に関する審査請求の裁決取消訴訟	49
	(4) 職員の苦情相談制度	49
5	監理関係業務	
	(1) 管理職員等の範囲改正	50
	(2) 職員団体の登録	51
	(3) 労働基準監督機関としての職権行使	54
6	公平委員会の事務委託関係業務	
	(1) 委託状況	59
	(2) 委託事務処理に要した経費	59

I 人事委員会

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(令和8年4月1日現在)

職 名	氏 名	委員就任年月日	任 期	備 考
委員長	安孫子 俊 彦	平成19年 6 月29日	5 期	平成23年 6 月29日再任(2期) 平成27年 6 月29日再任(3期) 令和元年 6 月29日再任(4期) 令和 5 年 6 月29日再任(5期)
委 員	齋 藤 稔	令和 4 年 7 月 9 日	1 期	
委 員	鈴 木 慈	令和 7 年 7 月13日	1 期	

2 人事委員会会議

(1) 人事委員会会議の開催

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開催した会議は27回である。

会議に付された任命権者ごとの議案件数は次表のとおりであり、全議案について議決した。

任 命 権 者	件 数	任 命 権 者	件 数
知 事	23	内水面漁場管理委員会	0
議 会	4	教 育 委 員 会	17
選 挙 管 理 委 員 会	0	警 察 本 部	11
監 査 委 員	0	企 業 局	1
人 事 委 員 会	70	病 院 事 業 局	2
海区漁業調整委員会	1	計	104

※会議に付された議案は104件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係するものを各々計上しているため、見かけ上、件数が多くなっている。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日	議案及び協議事項等
第2324回 (7 . 4 . 2 3)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について 2 令和7年度山形県警察官採用試験の実施について 3 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る再答弁書の提出について 4 「山形県人事委員会規則6－1の運用について」の一部改正について 協議 1 労働安全衛生法第91条第1項の規定による調査の結果及び改善結果等の報告について（通知） 報告 1 派遣先団体への職員等派遣状況について 2 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る反論書について 3 令和7年職種別民間給与実態調査の実施について 4 水産研究所における死亡事案に対する人事委員会の対応について
第2325回 (7 . 4 . 3 0)	議案 1 審査請求の受理及び答弁書の提出について 2 県職員等の旅費に関する条例第31条第2項の規定に基づく旅費の調整について 3 労働安全衛生法第91条第1項の規定による調査の結果及び改善結果等の報告について 報告 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）＜先行実施枠＞第1次試験合格者の決定について 2 令和6年度職員苦情相談の処理状況について 3 不利益処分に関する審査請求について
第2326回 (7 . 5 . 1 3)	議案 1 職員団体の登録について 2 山形県人事委員会規則14－4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則の制定について 3 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則の制定について 4 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について 報告 1 解雇予告除外認定について 2 令和7年人事委員会勧告等に向けた検討要望事項について 3 令和6年度内部統制の年間評価について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2327回 (7 . 6 . 2)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）＜先行実施枠＞ 最終合格者の決定について 2 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）＜先行実施枠＞ 採用候補者名簿の確定について 報告 1 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る再答弁書について 2 令和7年（行ヒ）第3号上告受理事件に係る決定について 3 令和6年（行コ）第25号裁決取消請求控訴事件に係る判決について 4 令和7年（行コ）第10号裁決取消請求控訴事件について 5 水産研究所からの潜水作業に係る改善報告書について
第2328回 (7 . 6 . 1 1)	議案 1 意見の聴取について ○県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例、山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 2 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る反論書の提出について 報告 1 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る答弁書について
第2329回 (7 . 6 . 2 3)	議案 1 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書の提出について 2 山形県人事委員会規則4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について 報告 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について
第2330回 (7 . 7 . 2 3)	議案 1 委員長職務代理者の指定について 2 令和7年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）の実施について 3 令和7年度山形県職員採用試験（高校卒業程度）の実施について 4 令和7年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について 5 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る再答弁書の提出について 6 山形県人事委員会規則6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について 7 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について 8 県職員等の旅費に関する条例第31条第2項の規定に基づく旅費の調整について 9 採用選考について ○知事部局職員に係る採用選考の請求 報告 1 令和7年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について 2 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る反論書について 3 登録職員団体の解散について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2331回 (7 . 8 . 8)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定について 2 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定について 報告 1 令和7年人事院勧告・報告について 2 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書について
第2332回 (7 . 8 . 2 6)	議案 1 山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則の制定について 2 山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について 3 山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）第11条の2第1項に規定する「人事委員会が定める港」等について 4 山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の運用について 5 県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定に基づきなお従前の例により支給する日額旅費について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について 報告 1 県共闘・公務員共闘の人事委員会勧告に関する要求書提出の概要について
第2333回 (7 . 9 . 5)	議案 1 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書の提出について 2 山形県人事委員会規則6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について 3 「特別休暇の運用について」の一部改正について 4 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について 5 県職員等の旅費に関する条例第31条第2項の規定に基づく旅費の調整について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る争点整理（案）について 報告 1 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る再答弁書について
第2334回 (7 . 9 . 1 6)	議案 1 令和7年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について 2 令和7年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について 協議 1 山形県職員採用試験（大学卒業程度）＜再募集＞の実施計画について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について 3 職員の給与等に関する報告及び勧告について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2335回 (7 . 9 . 2 9)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉の実施について 2 条件付採用期間の延長について 3 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る釈明書の提出について 協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈再募集〉の実施について 報告 1 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る再反論書について 2 県共闘と事務局長との会見について 3 県教組共闘からの要請書について
第2336回 (7 . 1 0 . 3)	協議 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 1 山形県人事行政の運営等の状況の公表について
第2337回 (7 . 1 0 . 6)	議案 1 山形県人事委員会規則5－4（給与の支払監理）の一部を改正する規則の制定について 報告 1 令和7年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験第1次試験合格者の決定について 2 令和7年度山形県警察官B採用試験第1次試験合格者の決定について
第2338回 (7 . 1 0 . 8)	議案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2339回 (7 . 1 1 . 1 3)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験最終合格者の決定について 2 令和7年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の確定について 3 外国旅行の旅費の調整について 4 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る争点整理表の作成及び送付について 5 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る書証の提出命令について 6 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る書証の採否について 報告 1 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書について 2 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る釈明書について 3 令和7年度内部統制の中間評価について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2340回 (7.11.27)	議案 1 令和7年度山形県警察官B採用試験最終合格者の決定について 2 令和7年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の確定について 3 令和7年(審)第2号審査請求事案に係る釈明書の提出について 協議 1 令和7年(審)第2号審査請求事案に係る争点整理(案)について 報告 1 令和7年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)〈再募集〉第1次試験合格者の決定について 2 令和7年都道府県人事委員会勧告・報告の概要について
第2341回 (7.12.1)	議案 1 意見の聴取について ○山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例
第2342回 (7.12.18)	議案 1 令和7年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)〈再募集〉最終合格者の決定について 2 令和7年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)〈再募集〉採用候補者名簿の確定について 3 選考により採用する職の承認について 4 選考により採用する職の承認について 5 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則の設定について 6 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則の制定について 7 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知の一部改正について 協議 1 令和8年度職員採用試験実施計画について 報告 1 解雇予告除外認定について
第2343回 (8.1.30)	議案 1 令和7年(審)第1号審査請求事案に係る書証の採否について 2 令和7年(審)第1号審査請求事案に係る書面審理の終了について 3 令和7年(審)第2号審査請求事案に係る争点整理票の作成及び送付について 4 令和7年(審)第2号審査請求事案に係る書証の採否について 5 外国旅行の旅費の調整について 6 改正後の県職員等の旅費に関する条例第24条第2項の規定に基づく旅費の調整について 7 山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則(令和7年9月2日)の施行等に伴う通知等の一部改正等について 報告 1 令和7年(審)第1号審査請求事案に係る釈明書について 2 令和7年(審)第2号審査請求事案に係る釈明書について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2344回 (8 . 2 . 2 6)	議案 1 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）第120条第2項第2号から第6号までの規定に基づく人事委員会が認めるものについて 2 令和8年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）〈先行実施枠〉の実施について 3 令和8年度山形県警察官採用試験〈先行実施枠〉の実施について 4 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る書証の採否について 5 令和7年（審）第2号審査請求事案に係る書面審理の終了について 協議 1 山形県職員採用試験における第1次試験合格者決定基準の見直しについて 2 令和7年（審）第1号審査請求事案の検討について 報告 1 令和7年度労働基準監督調査の結果について 2 解雇予告除外認定について
第2345回 (8 . 3 . 2)	議案 1 山形県人事委員会規則 4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則の制定について 2 採用選考について ○警察本部に係る採用選考の請求
第2346回 (8 . 3 . 1 7)	議案 1 採用選考について ○知事部局、警察本部及び教育委員会に係る採用選考の請求 2 勤務延長の期限の延長の承認について 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定による任期を定めた採用の承認について 4 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則の設定について 5 山形県人事委員会規則 5－4（給与の支払監理）の一部を改正する規則の制定について 6 山形県人事委員会規則 6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則の制定について 7 山形県人事委員会規則14-5（聴聞の手続に関する規則）の一部を改正する規則の制定について 8 事務局職員の日額旅費の支給及び旅費の調整の基準を廃止する訓令の制定について 9 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知の一部改正について 10 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（令和8年3月24日）の施行に伴う通知の廃止について 11 「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期プラン）～業務量管理・健康確保措置実施計画～」の策定に係る意見照会に対する回答について 12 令和7年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書の提出について 13 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部改正について 報告 1 県共闘・公務員共闘要求書提出（春闘）の概要について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2347回 (8 . 3 . 1 8)	議案 1 事務局職員の退職承認について 2 事務局職員の人事異動について
第2348回 (8 . 3 . 2 7)	議案 1 山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則の制定について 2 山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則の制定について 3 山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則の制定について 4 山形県人事委員会規則 14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則の制定について 5 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について 6 山形県人事委員会規則 6 - 1 (職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則の制定について 7 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 関係通知の一部改正について 8 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 別表第10に掲げる校長及び教頭のうち「人事委員会が定めるもの」についての一部改正について 9 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 第 8 条第 4 項に規定する「特に重要な業務を掌理する課長の職務」について 10 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 別表第10の規定に基づく「人事委員会と協議して定めるもの」について 11 外国旅行の旅費の調整について 12 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について 13 選考により採用する職の承認について 報告 1 採用選考について ○警察本部に係る採用選考の請求 2 山形県職員採用試験 (大学卒業程度) 〈先行実施枠〉により採用した職員について

3 条例案に対する意見

意見提出 年 月 日	議案番号	条 例 案	内 容	意 見
7. 6. 12	令和7年6月 定例会 議第86号	県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について(第2条及び第4条並びに附則第7項(第2条及び第4条に係る部分に限る。)を除く。)	国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費等に関する諸般の基準の見直しを行うもの	適当なものと認める
7. 6. 12	令和7年6月 定例会 議第88号	山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員等が選択することができる部分休業の形態を変更する等のもの	適当なものと認める
7. 12. 2	令和7年12月 定例会 議第162号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について(企業職員に関する部分を除く。)	令和7年山形県人事委員会勧告等に鑑み、職員等の給料月額等を改定する等のもの	適当なものと認める
7. 12. 2	令和7年12月 定例会 議第172号	山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について	義務教育諸学校等の教育職員に対して支給する教職調整額の支給割合を改定する等のもの	適当なものと認める

4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内 容	施行年月日
7. 5. 1 6	14-4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	7. 5. 1 6
7. 5. 2 0	5-1	寒冷地手当に関する規定の改正	7. 5. 2 0
7. 7. 1	4-1	職員の任用に関する規則別表採用候補者名簿様式の一部改正	7. 7. 1
7. 7. 2 5	6-3	介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯の拡大、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間の設定	7. 1 0. 1
7. 9. 2	5-2	船員作業手当の新設に伴う規定の改正	8. 4. 1
7. 9. 2	6-2	旅費制度の見直しに伴う規定の改正	8. 4. 1
7. 9. 9	6-3	災害に係る特別休暇の取得事由の拡大	7. 9. 9
7. 1 0. 1 0	5-4	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う規定の改正	8. 4. 1
7. 1 2. 2 3	5-1	令和7年人事委員会勧告に基づく給与条例の改正及び教員給与の見直しに係る関係条例の改正に伴う規定の改正	7. 1 2. 2 3 (一部8. 1. 1他)
7. 1 2. 2 3	5-2	教員給与の見直しに係る関係条例の改正に伴う規定の改正	8. 1. 1
8. 3. 6	4-1	令和8年度警察本部の事務処理体制の変更等に伴う職務分類表の改正	8. 4. 1
8. 3. 2 4	5-1	令和7年人事委員会勧告に基づく給与条例の改正等に伴う規定の改正	8. 3. 2 4 (一部8. 4. 1)
8. 3. 2 4	5-4	教員給与の見直しに伴う規定の改正	8. 4. 1
8. 3. 2 4	6-2	旅費制度の見直しに伴う規定の改正	8. 4. 1
8. 3. 2 4	14-5	行政手続法改正に伴う聴聞の手續に関する規則の一部改正	8. 5. 2 1
8. 4. 1	2-2	令和8年度人事委員会事務局組織改編に伴う規定の改正	8. 4. 1
8. 4. 1	4-1	令和8年度組織改編に伴う行政職給料表適用職の一部改正	8. 4. 1
8. 4. 1	4-5	公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則の一部改正	8. 4. 1
8. 4. 1	5-1	令和8年度組織改編等に伴う規定の改正	8. 4. 1
8. 4. 1	6-1	令和8年度組織改編に伴う規定の改正	8. 4. 1
8. 4. 1	14-3	令和8年度の県職員に係る管理職員等の新規指定	8. 4. 1

5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

(1) 給与関係

○人事委員会規則5－1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
7. 5. 20	山人委第46号	寒冷地手当に係る規定の整備	7. 5. 20
7. 12. 23	山人委第238号	特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び義務教育等教員特別手当に係る規定の整備	7. 4. 1 一部8. 1. 1
8. 3. 24	山人委第324号	初任給制度、通勤手当、扶養手当等に係る規定の整備	8. 4. 1 一部7. 4. 1
8. 4. 1	山人委第3号	組織改編等に伴う規定の整備	8. 4. 1

○その他

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
7. 4. 1	山人委第20号	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）別表第10の「人事委員会が定めるもの」について（管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定）	7. 4. 1
7. 6. 1	山人委第82号	「山形県人事委員会規則5－1関係通知別表第6の「別に定める職員」について（通知）」の一部改正について（期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副校長の指定）	7. 4. 1
7. 9. 2	山人委第132号	山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の運用について（旅費制度の見直しに伴う運用通知の発出）	8. 4. 1
7. 9. 2	山人委第133号	山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当の支給と手続）第11条の2第1項に規定する「人事委員会が定める港」等について（船員作業手当の新設に伴う運用通知の発出）	8. 4. 1
8. 1. 30	山人委第260号	外国旅行の旅費の調整について（宿泊費に係る運用通知の発出）	8. 4. 1
8. 1. 30	山人委第262号	改正後の県職員等の旅費に関する条例第24条第2項の規定に基づく旅費の調整について（赴任に伴う交通費に係る運用通知の発出）	8. 4. 1
8. 1. 30	山人委第263号	山形県人事委員会規則6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則（令和7年9月2日）の施行等に伴う通知等の一部改正等について	8. 4. 1
8. 3. 24	山人委第325号	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（令和8年3月24日）の施行に伴う通知の廃止について	8. 3. 31
8. 4. 1	山人委第2号	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）別表第10に掲げる校長及び教頭のうち「人事委員会が定めるもの」についての一部改正について（教育職給料表（1）及び（2）における特4種区分の廃止に伴う規定の整備）	8. 4. 1

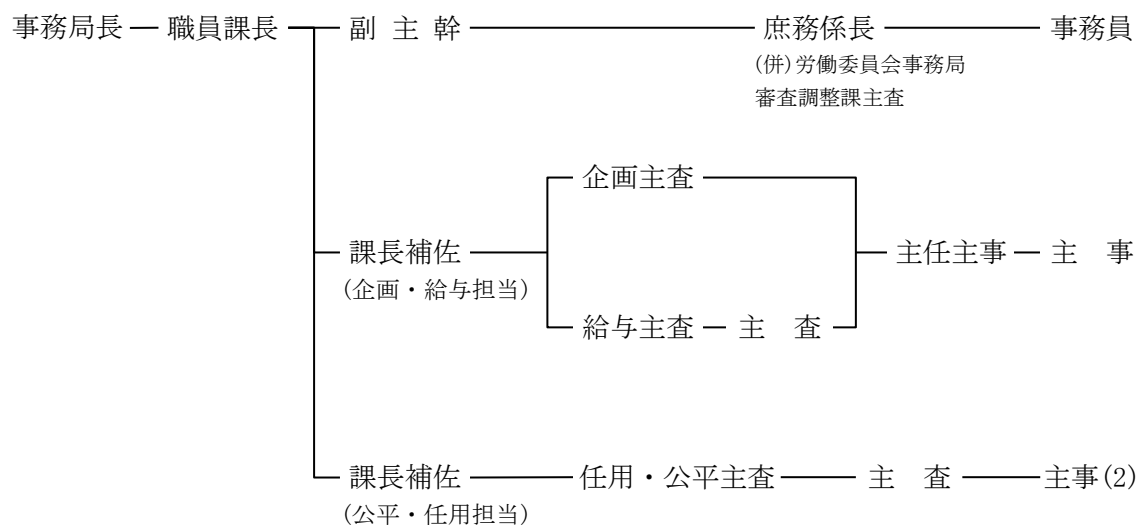
(2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
7. 4. 23	山人委第29号	「山形県人事委員会規則6－1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の運用について」の一部改正について（上限時間を超える時間外勤務を命じる場合の運用）	7. 4. 23
7. 9. 9	山人委第144号	「特別休暇の運用について」の一部改正について（災害に係る特別休暇の取得事由の拡大）	7. 9. 9

Ⅱ 事務局、各業務の状況

1 事務局

(1) 組織及び職員数（令和8年4月1日現在）



(現員16名)

(2) 事務分掌（令和8年度）

区 分	分 掌 事 務
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の收受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企画・給与 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること 職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任用・公平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分 of 審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に關すること

(4) 令和7年度予算の状況

ア 歳入予算

(単位:千円)

（単位：千円）						
款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
諸 収 入	受 託 事 業 入 収	総 務 費 受 託 事 業 収 入	公 平 事 務 受 託 料	832	0	832
	雑 入	雑 入		475	△ 10	465
			一 般 社 会 保 険 料	303	5	308
			雑 入	29	0	29
			警察官採用共同試験負担金	143	△ 15	128
合 計				1,307	△ 10	1,297

イ 歳出予算

(単位:千円)

(単位：千円)								
款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	流用	予備費	予算額(最終)
総 務 費	人事委員会費	委 員 会 費		5,140	△ 270	0	0	4,870
			報 酬	4,730	△ 190	0	0	4,540
			旅 費	400	△ 80	0	0	320
			交 際 費	10	0	0	0	10
		事 務 局 費		123,108	△ 75	0	0	123,033
			非常勤職員報酬	2,200	110	0	0	2,310
			給 与	103,290	549	0	0	103,839
			共 済 費	630	10	0	0	640
			報 償 費	138	△ 33	0	0	105
			旅 費	1,865	△ 331	0	0	1,534
			交 際 費	20	0	0	0	20
			需 用 費	4,219	270	0	0	4,489
			役 務 費	2,154	174	0	0	2,328
			委 託 料	3,477	△ 800	0	0	2,677
			使用料及び賃借料	2,315	40	0	0	2,355
			負担金補助及び交付金	2,800	△ 64	0	0	2,736
合 計				128,248	△ 345	0	0	127,903

2 企画・給与関係業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月8日）

令和7年10月8日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(7) 職員の給与等

本委員会は、「令和7年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等を調査した。山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の令和7年4月における給与等は次のとおりである。

① 職員の構成

職員数は13,343人となっている。

職員の平均年齢は42.2歳で、令和6年に比べ0.4歳低くなっており、平均経験年数は20.1年で、令和6年に比べ0.3年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.8%、短大卒2.6%、高校卒16.6%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性57.7%、女性42.3%となっている。

② 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,737人、平均年齢42.1歳）の平均給与月額は367,290円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員（13,343人、平均年齢42.2歳）の平均給与月額は394,631円となっている。

扶養手当の受給職員は5,334人で全職員の40.0%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は8,704円（平均扶養親族数0.8人）である。

住居手当の受給職員は2,649人で全職員の19.9%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は5,060円である。

通勤手当の受給職員は11,537人で全職員の86.5%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,792円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.0%、交通用具使用者が99.0%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.5%に達している。

(4) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

本委員会は、令和7年職員給与実態調査及び令和7年職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員を対象として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

令和7年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、民

間給与が383,829円、職員給与が371,970円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,859円（3.19%）下回っていた。

② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行っている。

令和7年職種別民間給与実態調査の結果、令和6年8月から令和7年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、所定内給与月額額の4.64月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていた。

(ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、令和6年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.2となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.1となっている。

(エ) 消費者物価及び生計費

令和7年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、令和6年4月に比べ3.5%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和7年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ126,260円、172,860円、201,920円、230,980円となっている。

(オ) むすび

① 給与改定の必要性

月例給については、令和7年の職員給与と民間給与との較差が、11,859円（3.19%）となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、令和7年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

② 令和7年の給与の改定

a 給料表

給料表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。）については、人事院が令和7年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作

成した給料表に準じた上で、令和7年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、平均3.49%引き上げる必要がある。具体的には、初任給を職員採用試験（高校卒業程度）で12,300円、職員採用試験（大学卒業程度）で12,000円引き上げるなど人材確保の観点を踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号給についても引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

また、50歳台前半層の職員の在職実態等を踏まえ、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、行政職給料表4級及び5級、公安職給料表5級、研究職給料表3級、医療職給料表(2)5級並びに医療職給料表(3)5級について、8号給の増設を行う必要がある。

b 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.05月分引き上げ、4.65月分とし、その引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する必要がある。令和7年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分し、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

なお、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の取扱いについては、国家公務員に対してとられる措置を踏まえて、見直しを検討することとする。

c 初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、人事院において、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額を限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、人事院の勧告を踏まえた改定を行う必要がある。

d 地域手当

地域手当の令和8年度の級地別支給割合については、人事院が報告を行った内容のとおりとすることが適当である。

e 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当については、人事院において、民間の支給状況等を踏まえ、支給限度額を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、人事院勧告に準じて、支給限度額の引上げ改定を行う必

要がある。

なお、手当額については、本県職員の通勤実態等を考慮した独自の設計となっているが、人事院が支給限度額を引き上げる勧告を行ったことを踏まえて、自動車等使用者の長距離区分における手当額の見直しを検討することとする。

また、駐車場等の利用に対する通勤手当については、職員の自己負担を軽減するため、人事院勧告の趣旨を踏まえた制度を新設する必要がある。

月の途中に採用された職員等の通勤手当については、国家公務員に対してとられる措置を踏まえて、所要の措置を講ずることとする。

f 宿日直手当

宿日直手当については、人事院において、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、支給額の限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、従来、国家公務員の取扱いに準じてきたことから、本県職員の宿日直勤務の状況を十分把握した上で、見直しを行う必要がある。

g 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院においては、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置する勧告を行った。本県においても、関係法令等の動向に留意しつつ、人事院勧告の趣旨を踏まえて検討を行う必要がある。

③ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院においては、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしており、本県としても、その動向を注視していく必要がある。

また、人事院においては、60歳前後の給与水準について、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行っていくこととしており、本県としても、その動向を注視していく必要がある。併せて、定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準についても、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

令和7年においては、人事院が報告を行った内容を踏まえ、次のとおり措置を講ずる必要がある。

a 特地勤務手当等

特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大については、人事院勧告を踏まえた対応を行う必要がある。また、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎の見直しについては、国家公務員に対してとられる措置に準じて、所要の措置を講ずることとする。

なお、へき地手当に準ずる手当については、関係法令等の動向に留意しつつ、人事院が特地勤務手当に準ずる手当について勧告した趣旨を踏まえて対応することが適当である。

④ 働き方改革と勤務環境の整備

a 長時間労働の縮減

長時間労働の縮減は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定している。任命権者においては、特例業務※に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかつた理由が必要とされること、要因の整理分析等を行った場合には、その結果も踏まえ時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講じる必要があることから、運用を厳格に行う必要がある。

令和6年8月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を適切に把握することが肝要であり、その上で職場におけるマネジメントを徹底することが重要である。任命権者においては、客観的な方法又は所属長等の現認による職員の勤務時間の把握と業務管理の徹底に取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2025」に基づき、事務事業の見直しやデジタルツール等の導入と活用による業務効率化を進め、直接的な業務量削減についても引き続き推進していく必要がある。

なお、令和6年7月の大雨災害への対応に見られるように、緊急の事態に係る特定部署の負担増加に対して他部署からの一時的な応援対応をするなど、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立、公布され、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、並びに教員の処遇改善を図るための措置を講じることとされた。

本県教育委員会においては、令和5年3月に策定した「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期）」により、管理職を始めとする教育職員に対する更なる意識改革やICTの有効活用、部活動改革の推進等を柱とする取組を推進しており、一定の成果が認められる。今後は、同法の趣旨も踏まえつつ、引き続き教育職員の働き方改革の取組を推進するとともに、

職務や勤務の状況等に応じた処遇の実現に向けて、適切な措置を検討する必要がある。

※ 特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務をいう。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。引き続き、両立支援のための制度が職員に広く活用されるよう、制度の周知等を更に推進していく必要がある。

また、柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであることから、任命権者においては、時差出勤等の各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進するとともに、育児や介護の事情を抱えた職員の仕事と家庭生活の両立等を図るため、更なる柔軟な働き方の導入についても検討していく必要がある。

c 職員の労働安全衛生の推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職場における職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進が重要である。任命権者は、本県の各職場において、日頃から自主的に労働関係法令に基づく安全衛生管理体制の構築に取り組む組織風土を醸成し、職員の安全衛生の確保を図る必要がある。

また、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。加えて、今後、高齢層職員や女性職員の割合の増加が見込まれることから、健康管理に当たっては、こうした状況にも配慮していく必要がある。

なお、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行うとともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

d ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の個人としての尊厳や人格を侵害し、働く意欲や自信を減退させるものであるほか、職場の秩序を乱し、公務能率の低下を招

くなど公務の運営に大きな支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、職員への意識啓発や相談体制の充実を図っており、カスタマー・ハラスメント対策を含め、ハラスメントの根絶に向けた取組を引き続き適切に推進する必要がある。

⑤ 人材の確保及び育成

少子化が進行し、若者のキャリア志向が変化する中で、職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、特に技術系職種は年々その厳しさが増してきている。民間や国、他自治体との人材獲得競争の激化を踏まえ、採用試験受験者の増加、多様で有為な人材の確保に向け、情報発信や採用機会の充実など、任命権者と連携して効果的な対策を積極的に講じていく必要がある。

また、任命権者においては、職員がやりがいを実感しながら公務においてその能力を十分に発揮できるよう、魅力ある職場づくりに努めるとともに、職員個々に応じた細やかな成長機会の付与や支援などの人材育成に取り組んでいく必要がある。

障がい者の雇用については、地方公共団体に係る障害者雇用率の段階的な引上げ等も見据え、任命権者において、引き続き、障がい者の活躍を推進するための環境整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

⑥ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、イの勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

(7) 令和7年の給与改定

① 給料表

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

② 諸手当

a 初任給調整手当、特地勤務手当に準ずる手当及び宿日直手当

人事院が国家公務員について勧告した内容（宿日直手当のうち常直勤務に係るものを除く。）に準じて改定すること。

b 期末手当及び勤勉手当

(a) 令和7年12月期の支給割合

- ・ 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、期末手当の支給割合を1.275月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。
ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、期末手当の支給割合を1.075月分とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分とすること。
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員について、期末手当の支給割合を0.725月分とし、勤勉手当の支給割合を0.525月分とすること。
ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。
- ・ 特定任期付職員について、期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.8月分とすること。
- ・ 任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(b) 令和8年6月期以降の支給割合

- ・ 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。
ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分とすること。
ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6125月分とすること。
- ・ 特定任期付職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.7875月分とすること。
- ・ 任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(イ) 令和8年4月1日からの給与改定

① 給料表の号給増設

(ア)①による改定後の給料表のうち、行政職給料表（４級及び５級に限る。）、公安職給料表（５級に限る。）、研究職給料表（３級に限る。）、医療職給料表(2)（５級に限る。）並びに医療職給料表(3)（５級に限る。）について、別記（省略）とおおり号給の増設を行うこと。

② 通勤手当

- ・ 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、１か月当たり66,400円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額とすること。
- ・ 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で１か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- ・ １か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(ウ) 改定の実施時期

この改定は、令和７年４月１日から実施すること。ただし、(ア)の②のbの(b)及び(イ)については令和８年４月１日から実施すること。

ウ 勧告の取扱い

実施時期も含めて、勧告のと通りの給与改定が実施された。

(2) 承認及び協議

ア 基準承認等

同意年月日	任命権者	内 容
7. 4. 25	警 察	研修又は表彰による昇給について
7. 7. 23	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について
7. 8. 26	知 事 警 察	県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定に基づきなお従前の例により支給する日額旅費について
7. 9. 5	教 育	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
8. 3. 17	教 育	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部改正について

イ 個別承認

(7) 規則５－１に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		その他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
資 格 基 準	50条	局 長										
在 級 年 数	15条	局 長										
初 任 給	16条	局 長										
	22条	局 長										
	23条	局 長	1	5							1	5
	24条	局 長										
	51条	委員会	1	1							1	1
	計		2	6							2	6
昇 格	25条	局 長					1	4			1	4
	51条	委員会										
	計						1	4			1	4
降 格	29条	局 長										
給 料 表 の 異 動	30条	局 長										
	32条	局 長	1	17	2	36	1	1			4	54
	計		1	17	2	36	1	1			4	54
給 料 の 訂 正	49条	局 長										
死 亡 に よ る 特 別 昇 格 等	27条	局 長										
	43条											
職 務 の 級 の 決 定 の 特 例	51条	委員会										
そ の 他	51条	委員会										
合 計			3	23	2	36	2	5			7	64

(4) 規則４－５に基づく承認

種 別	規則条項	知 事		教 育		警 察		その他		合 計	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
昇 格	4条 局 長										

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
7. 4. 30	知 警 事 察	県職員等の旅費に関する条例第31条第2項の規定に基づく旅費の調整について
7. 7. 23	知 事	県職員等の旅費に関する条例第31条第2項の規定に基づく旅費の調整について
7. 9. 5	知 事	県職員等の旅費に関する条例第31条第2項の規定に基づく旅費の調整について
7. 11. 13	知 事	外国旅行の旅費の調整について
8. 1. 30	知 事	外国旅行の旅費の調整について
8. 1. 30	知 事	改正後の県職員等の旅費に関する条例第24条第2項の規定に基づく旅費の調整について
8. 2. 26	警 察	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）第120条第2項第2号から第6号までの規定に基づく人事委員会が認めるものについて
8. 3. 27	知 事	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）第8条第4項に規定する「特に重要な業務を掌理する課長の職務」について
8. 3. 27	知 事	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）別表第10の規定に基づく「人事委員会と協議して定めるもの」について
8. 3. 27	知 事	外国旅行の旅費の調整について
8. 3. 27	知 事	山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）関係通知地域手当関係第2項の「事務局長が認めるもの」に係る協議について

(3) 支払監理

区 分	知 事	教 育	警 察
公署数	1	7	2

3 任用関係業務

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）

ア 実施概要

○令和7年4月20日実施分

項 目	内 容
告 知	R 7. 3. 1（土）
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 7. 3. 1（土） ～ 3. 28（金）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	行政、警察行政、総合土木、林業、電気
受 験 資 格	(1) S61. 4. 2からH16. 4. 1までに生まれた者 (2) H16. 4. 2以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 8. 3. 31までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 4. 20（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス ビジョンセンター浜松町 内 容 教養試験（多肢選択式 70問 1時間10分） 論文試験（1時間）（第2次試験種目） 人物試験（適性検査）（第2次試験種目）
第 1 次 合 格 者 発 表	R 7. 4. 30（水）
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 5. 16（金）～ 5. 22（木） 場 所 山形県庁 内 容 人物試験（個別面接）
採用候補者名簿確定	R 7. 6. 2（月）
最 終 合 格 者 発 表	R 7. 6. 3（火）
旧 名 簿 失 効	R 7. 6. 3（火）

○令和7年6月15日実施分

項 目	内 容
告 知	R 7. 4. 25 (金)
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 7. 4. 25 (金) ～ 5. 22 (木) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
試 験 区 分	行政、警察行政、病院経営、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一般農業（農業）、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、農芸化学、警察電気
受 験 資 格	(1) S 61. 4. 2 から H 16. 4. 1 までに生まれた者 (2) H 16. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 8. 3. 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は R 8. 3. 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 6. 15 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス 立教大学池袋キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間 30 分） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間） 資格技能調査
第 1 次 合 格 者 発 表	R 7. 6. 23 (月)
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 6. 29 (日)、7. 14 (月) ～ 7. 29 (火) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験（1 時間） 人物試験（集団討論、個別面接、適性検査）
採用候補者名簿確定	R 7. 8. 8 (金)
最 終 合 格 者 発 表	R 7. 8. 8 (金)
旧 名 簿 失 効	R 7. 8. 8 (金)

○再募集（令和 7 年 11 月 16 日実施分）

項 目	内 容
告 知	R 7.10. 1（水）
受 験 申 込 受 付 期 間	インターネット：R 7.10. 1（水） ～11. 6（木）（午後 5 時 15 分までの受信有効）
試 験 区 分	行政、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一般農業（畜産）、林業、水産、電気、警察電気
受 験 資 格	(1) S61. 4. 2 から H16. 4. 1 までに生まれた者 (2) H16. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は R 8. 3.31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は R 8. 3.31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 7.11.16（日） 場 所 山形県庁 内 容 教養試験（多肢選択式 40 問 2 時間） 専門試験（多肢選択式 30～40 問 2 時間） 論文試験（1 時間）（第 2 次試験種目） 人物試験（適性検査）（第 2 次試験種目） 資格技能調査
第 1 次 合 格 者 発 表	R 7.11.27（木）
第 2 次 試 験	試験日 R 7.12. 6（土）～12. 7（日） 場 所 山形県庁、山形県職員育成センター 内 容 人物試験（個別面接）
採用候補者名簿確定	R 7.12.18（木）
最 終 合 格 者 発 表	R 7.12.18（木）
旧 名 簿 失 効	R 7.12.18（木）

イ 専門試験の出題分野

○令和7年6月15日実施分

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	多肢選択式
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、経営学、統計学	
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
化学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
一般農業（農業）	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	
一般農業（畜産）	栽培学汎論、作物学、土壤肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
農芸化学	一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学、食品科学、応用微生物学	
警察電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	

○再募集（令和7年11月16日実施分）

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、国際関係	多肢選択式
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	

建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
化 学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
一 般 農 業 （ 畜 産 ）	栽培学汎論、作物学、土壤肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林 業	森林施策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
警 察 電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

ウ 試験結果

○令和 7 年 4 月 20 日実施分

(単位：人、倍)

試験区分	区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採用者数
				1 次	最終(b)		
行 政		240	173	66	27	6.4	15
警 察 行 政		17	14	7	4	3.5	2
総 合 土 木		19	13	10	6	2.2	4
林 業		3	2	2	2	1.0	1
電 気		9	8	6	3	2.7	3
計		288	210	91	42	5.0	25

※採用者数は、R 8. 4. 1 確定

○令和 7 年 6 月 15 日実施分

(単位：人、倍)

試験区分	区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採用者数
				1 次	最終(b)		
行 政		171	146	102	47	3.1	29
警 察 行 政		23	18	8	3	6.0	3
病 院 経 営		4	2	1	1	2.0	1
福 祉 ・ 心 理		11	8	6	4	2.0	4
総 合 土 木		11	8	2	2	4.0	1
建 築		7	5	3	2	2.5	2

化 学	7	6	3	1	6.0	1
一般農業(農業)	22	21	14	10	2.1	10
一般農業(畜産)	11	9	8	6	1.5	5
林 業	2	1	1	1	1.0	1
水 産	2	1	1	0	-	-
電 気	3	3	3	2	1.5	2
農 芸 化 学	6	5	4	2	2.5	2
警 察 電 気	1	1	1	0	-	-
計	281	234	157	81	2.9	61

※採用者数は、R 8. 4. 1 確定

○再募集（令和7年11月16日実施分）

（単位：人、倍）

試験区分 区 分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍 率 (a / b)	採用者数
			1 次	最終(b)		
行 政	69	52	32	5	10.4	5
福 祉 ・ 心 理	13	8	6	4	2.0	4
総 合 土 木	6	6	3	3	2.0	1
建 築	2	2	2	1	2.0	1
化 学	4	3	2	1	3.0	1
一般農業(畜産)	1	1	0	-	-	-
林 業	2	2	0	-	-	-
水 産	5	4	2	1	4.0	1
電 気	3	3	3	2	1.5	2
警 察 電 気	0	-	-	-	-	-
計	105	81	50	17	4.8	15

※採用者数は、R 8. 4. 1 確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

○令和7年4月20日実施分

(単位：人)

年 度 試験区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
行 政				177	173
警 察 行 政					14
総 合 土 木				23	13
林 業				5	2
電 気					8
病 院 経 営				16	
計				221	210

○令和7年6月15日実施分

(単位：人)

年 度 試験区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
行 政	277	239	188	170	146
警 察 行 政	36	25	13	19	18
病 院 経 営	6	5	5	1	2
福 祉 ・ 心 理	22	11	17	12	8
総 合 土 木	29	29	27	10	8
建 築	7	2	5	2	5
化 学	8	7	10	6	6
一般農業(農業)	21	22	14	27	21
一般農業(畜産)	3	8	6	3	9
林 業	10	10	5	5	1
水 産	5	3	3	1	1
電 気	11	8	8	3	3
電 子					
機 械					
電 子 情 報	2		2	5	

工 業 化 学	6				
農 芸 化 学				2	5
工 業 デ ザ イ ン				2	
少年補導専門官					
警察科学(化学)					
警察科学(法医)	6				
警 察 建 築	2	3			
警 察 電 気					1
計	451	372	303	268	234

○再募集（令和７年１１月１６日実施分）

（単位：人）

年 度 試験区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
行 政					52
病 院 経 営	15	10	8	4	
福 祉 ・ 心 理				11	8
総 合 土 木	10	10	6	9	6
建 築			2	1	2
化 学					3
一般農業（農業）			8		
一般農業（畜産）			6	3	1
林 業	13	5	5	1	2
水 産				3	4
電 気		5		6	3
工 業 化 学		2		6	
電 子 情 報			3		
警 察 電 気					0
計	38	32	38	44	81

② 出身学校（令和7年度）

○令和7年4月20日実施分

（単位：人）

試験区分		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	82	9	76	3	1	2		173
	合格者	21	0	6	0	0	0		27
警 察 行 政	受験者	1	2	8	2	1			14
	合格者	0	1	2	1	0			4
総 合 土 木	受験者	4		6		1	2		13
	合格者	2		2		1	1		6
林 業	受験者	1			1				2
	合格者	1			1				2
電 気	受験者	4	1	2	1				8
	合格者	2	0	0	1				3
計	受験者	92	12	92	7	3	4		210
	合格者	26	1	10	3	1	1		42

○令和7年6月15日実施分

（単位：人）

試験区分		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	83	9	47	1	2	4		146
	合格者	38	2	7	0	0	0		47
警 察 行 政	受験者	2		14		1	1		18
	合格者	1		2		0	0		3
病 院 経 営	受験者		1	1					2
	合格者		1	0					1
福 祉 ・ 心 理	受験者	1		7					8
	合格者	1		3					4
総 合 土 木	受験者			4			4		8
	合格者			1			1		2
建 築	受験者	3	1	1					5
	合格者	1	0	1					2
化 学	受験者	5		1					6
	合格者	1		0					1
一般農業(農業)	受験者	15		6					21
	合格者	10		0					10
一般農業(畜産)	受験者	1	1	5	2				9
	合格者	0	1	4	1				6
林 業	受験者	1							1
	合格者	1							1

水 産	受験者			1					1
	合格者			0					0
電 気	受験者	2		1					3
	合格者	1		1					2
農 芸 化 学	受験者	5							5
	合格者	2							2
警 察 電 気	受験者			1					1
	合格者			0					0
計	受験者	118	12	89	3	3	9		234
	合格者	56	4	19	1	0	1		81

○再募集（令和7年11月16日実施分）

（単位：人）

試験区分 \ 学 歴 区 分		大 学			短 大 高 専	専 門 校	高 校	中 学	計
		国 立	公 立	私 立					
行 政	受験者	17	6	22	3		4		52
	合格者	4	0	1	0		0		5
福 祉 ・ 心 理	受験者	2		6					8
	合格者	1		3					4
総 合 土 木	受験者			1	2		3		6
	合格者			1	2		0		3
建 築	受験者	1		1					2
	合格者	0		1					1
化 学	受験者	2		1					3
	合格者	1		0					1
一般農業(畜産)	受験者					1			1
	合格者					0			0
林 業	受験者	1		1					2
	合格者	0		0					0
水 産	受験者	2		2					4
	合格者	0		1					1
電 気	受験者	2		1					3
	合格者	1		1					2
計	受験者	27	6	35	5	1	7		81
	合格者	7	0	8	2	0	0		17

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）

ア 実施概要

項 目	内 容
告 知	R 7. 8. 1（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 7. 8. 1（金） ～8.28（木）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	保育士
受 験 資 格	S 61. 4. 2 から H 18. 4. 1 までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は R 8. 3. 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 9. 28（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間）
第 1 次合格者発表	R 7. 10. 6（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 10. 12（日）、22（水） 場 所 山形県庁 内 容 作文試験（1 時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 7. 11. 13（木）
最終合格者発表	R 7. 11. 13（木）
旧 名 簿 失 効	R 7. 11. 13（木）

イ 試験結果

（単位：人、倍）

区 分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a / b)	採用者数
			1 次	最終(b)		
保 育 士	10	8	4	3	2.7	3

※採用者数は、R 8. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

（単位：人）

年 度 試験区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
保 育 士	14	7	4	9	8

② 出身学校（令和7年度）

（単位：人）

試験 区分	学歴 区分	大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	計
		国 立	公 立	私 立				
保 育 士	受験者	1		4	2		1	8
	合格者	1		0	1		1	3

(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項 目	内 容
告 知	R 7. 8. 1（金）
受験申込受付期間	インターネット：R 7. 8. 1（金） ～ 8. 28（木）（午後 5 時 15 分までの受信有効）
試 験 区 分	（高校卒業程度）行政、警察行政、総合土木、林業、電気 （市町村立学校事務職員）
受 験 資 格	H16. 4. 2 から H20. 4. 1 までに生まれた者で、学校教育法による大学 （短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者 又は R 8. 3. 31 までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 9. 28（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間）（総合土木・林業・電気）
第 1 次合格者発表	R 7. 10. 6（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 10. 12（日）、22（水）、23（木）、28（火）、29（水）、31（金） 場 所 山形県庁 内 容 作文試験（1 時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	R 7. 11. 13（木）
最 終 合 格 者 発 表	R 7. 11. 13（木）
旧 名 簿 失 効	R 7. 11. 13（木）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分		申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a / b)	採用者数
				1 次	最終 (b)		
高校卒業程度	行政	85	79	49	22	3.6	11
	警察行政	44	40	27	8	5.0	7
	総合土木	17	15	12	8	1.9	5
	林業	13	6	3	3	2.0	1
	電気	1	1	1	1	1.0	1
	計	160	141	92	42	3.4	25
市町村立学校事務職員		24	23	10	5	4.6	5

※採用者数は、R 8. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分		年 度				
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
高校卒業程度	行政	85	66	80	72	79
	警察行政	58	50	52	40	40
	総合土木	20	15	17	13	15
	林業					6
	電気					1
	計	163	131	149	125	141
市町村立学校事務職員		114	56	27	24	23

※市町村立学校事務のR 3は、小・中学校事務Ⅰ・Ⅱの合計人数

② 出身学校（令和7年度）

（単位：人）

試験 区分			学歴	短大 高専	専門 学校	高 校		中 学	計
						公 立	私 立		
高 校 卒 業 程 度	行 政	受験者	4	22	42	10	1	79	
		合格者	2	5	15	0	0	22	
	警察行政	受験者	1	10	19	10		40	
		合格者	0	2	4	2		8	
	総合土木	受験者			15			15	
		合格者			8			8	
	林 業	受験者	1		5			6	
		合格者	0		3			3	
	電 気	受験者			1			1	
		合格者			1			1	
	計	受験者	6	32	82	20	1	141	
		合格者	2	7	31	2	0	42	
市町村立学校 事務職員		受験者	1	6	10	6		23	
		合格者	0	1	3	1		5	

(4) 警察官採用試験

ア 実施概要

① 警察官 A (男性)

項 目	内 容
告 知	R 7. 4. 25 (金)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 7. 4. 25 (金) ～ 6. 16 (月) (消印有効) インターネット：R 7. 4. 25 (金) ～ 6. 16 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	H 2. 4. 2 から H 20. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 8. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 7. 13 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、酒田警察署、ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間）、作文試験（1 時間 第 2 次試験種目）、資格技能調査
第 1 次合格者発表	R 7. 7. 23 (水)
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 8. 9 (土)、25 (月)、26 (火)、27 (水) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 人物試験（集団討論、個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 7. 9. 16 (火)
最終合格者発表	R 7. 9. 16 (火)
旧 名 簿 失 効	R 7. 9. 16 (火)

② 警察官 A (女性)

項 目	内 容
告 知	R 7. 4. 25 (金)
受験申込受付期間	郵送・持参：R 7. 4. 25 (金) ～ 6. 16 (月) (消印有効) インターネット：R 7. 4. 25 (金) ～ 6. 16 (月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
受 験 資 格	H 2. 4. 2 から H 20. 4. 1 までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 8. 3. 31 までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 7. 13 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、酒田警察署、ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間）、作文試験（1 時間 第 2 次試験種目）、資格技能調査
第 1 次合格者発表	R 7. 7. 23 (水)
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 8. 9 (土)、25 (月) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 人物試験（集団討論、個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 7. 9. 16 (火)
最終合格者発表	R 7. 9. 16 (火)
旧 名 簿 失 効	R 7. 9. 16 (火)

③ 警察官 A（武道指導）

項 目	内 容
告 知	R 7. 4. 25（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 7. 4. 25（金）～6. 16（月）（消印有効） インターネット：R 7. 4. 25（金） ～6. 16（月）（午後 5 時 15 分までの受信有効）
受 験 資 格	H 2. 4. 2 から H20. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又は R 8. 3. 31 までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件をすべて満たす者に限る。 ＜武道指導・柔道＞ ・柔道の段位が 3 段以上の者又は R 8. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者 ＜武道指導・剣道＞ ・剣道の段位が 3 段以上の者又は R 8. 3. 31 までに 3 段を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 7. 13（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、酒田警察署、ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間）、作文試験（1 時間 第 2 次試験種目）
第 1 次合格者発表	R 7. 7. 23（水）
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 8. 9（土）、10（日）、25（月）、26（火） 場 所 山形県警察学校、山形県警察三隊合同庁舎、山形県庁 内 容 人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査、実技試験
採用候補者名簿確定	R 7. 9. 16（火）
最 終 合 格 者 発 表	R 7. 9. 16（火）
旧 名 簿 失 効	R 7. 9. 16（火）

④ 警察官B（男性）

項 目	内 容
告 知	R 7. 4. 25（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 7. 7. 11（金）～8. 25（月）（消印有効） インターネット：R 7. 7. 11（金） ～8. 25（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	H 2. 4. 2からH20. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 8. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 9. 21（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2時間）、作文試験（1時間 第2次試験種目）、資格技能調査
第1次合格者発表	R 7. 10. 6（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 10. 19（日）、11. 7（金）、10（月）、11（火） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 7. 11. 27（木）
最終合格者発表	R 7. 11. 27（木）
旧 名 簿 失 効	R 7. 11. 27（木）

⑤ 警察官B（女性）

項 目	内 容
告 知	R 7. 4. 25（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：R 7. 7. 11（金）～8. 25（月）（消印有効） インターネット：R 7. 7. 11（金） ～8. 25（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	H 2. 4. 2からH20. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はR 8. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 7. 9. 21（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2時間）、作文試験（1時間 第2次試験種目）、資格技能調査
第1次合格者発表	R 7. 10. 6（月）
第 2 次 試 験	日 時 R 7. 10. 19（日）、11. 7（金）、10（月） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定、身体検査、体力検査
採用候補者名簿確定	R 7. 11. 27（木）
最終合格者発表	R 7. 11. 27（木）
旧 名 簿 失 効	R 7. 11. 27（木）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
警察官A(男性)	119	88	58	17	5.2	16
警察官A(女性)	29	23	16	2	11.5	1
警察官A(武闘指導・柔道)	1	1	1	0	-	-
警察官A(武闘指導・剣道)	1	1	1	0	-	-
警察官B(男性)	91	70	57	24	2.9	21
警察官B(女性)	37	31	25	7	4.4	6
計	278	214	158	50	4.3	44

※採用者数は、R 8. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
警察官A(男性)		139	96	83	81	88
警察官A(女性)		40	28	29	36	23
警察官A(武闘指導・柔道)		1	-	1	0	1
警察官A(武闘指導・剣道)		-	1	2	2	1
警察官B(男性)		154	109	102	70	70
警察官B(女性)		37	39	27	40	31
計		371	273	244	229	214

② 出身学校（令和7年度）

(単位：人)

試験区分	学歴 区分	大 学		短 大 高 専	専 門 学 校	高 校 学 校	計
		国公立	私 立				
警察官A(男性)	受験者	9	79				88
	合格者	4	13				17
警察官A(女性)	受験者	2	21				23
	合格者	0	2				2
警察官A(武闘指導・柔道)	受験者		1				1
	合格者		0				0
警察官A(武闘指導・剣道)	受験者		1				1
	合格者		0				0
警察官B(男性)	受験者				17	53	70
	合格者				2	22	24
警察官B(女性)	受験者			2	8	21	31
	合格者			0	0	7	7
計	受験者	11	102	2	25	74	214
	合格者	4	15	0	2	29	50

(5) 採用選考（任命権者に委任しているものを除く。）

ア 採用選考（R7.4.1～R8.3.31 承認ベース）

(単位：人)

根拠規定	任命権者		知 事	議 会	教 育 委 員 会	警 本 察 部	病 院 事 業 局	計
	職位職名							
8条1号 (係長級 以上の 職)	職務分類表1 (職務分類表 2及び3以外 の職)	部 長 級						
		次 長 級	1		3			4
		課 長 級	5		13			18
		課長補佐級	1		4			5
		主 査 級	4		2			6
		係 長 級	1					1
	職務分類表2 (警察官)	参 事 官 級						
		課 長 級				1		1
		課 次 長 級				1		1
		課長補佐級						
		係 長 級				1		1
	小 計		12		22	3		37
8条2号 (国、他 県からの 割愛)	職務分類表1 (職務分類表 2及び3以外 の職)	部 長 級						
		次 長 級						
		課 長 級						
		課長補佐級						
		主 査 級						
		係 長 級						
		主 事 級	2					2
	職務分類表2 (警察官)	部 長 級						
		参 事 官 級						
		課 長 級				3		3
		課 次 長 級				3		3
		課長補佐級				11		11
		係 長 級				2		2
		係 員				7		7
	小 計		2			26		28

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者	知 事	議 会	教 育 委 員 会	警 察 本 部	病 院 事 業 局	計
8条4号 (別表により選考採用する職)	医 師		1					1
	警察官(回転翼航空操縦士)					1		1
	警察職員(航空整備士)					1		1
	小 計		1			2		3
8条8号 (試験によることが不適当と人事委員会が認める職)	行政(社会人経験者)		16					16
	行政(国際・観光)		2					2
	行政(障がい)		1					1
	総合土木(社会人経験者)		2					2
	埋蔵文化財保護業務に従事する職員		1					1
	学 芸 員 (植 物)		1					1
	産業技術短期大学校指導員		3					3
	小 計		26					26
合 計			41		22	31		94

イ 選考試験(公募によるもの)

(単位：人、倍)

試験区分	区 分	申 込 者 数	受 験 者 数 (a)	合 格 者 数		倍 率 (a/b)	採用者数
				1 次	最終(b)		
産業技術短大指導員		2	2		1	2.0	1
再 募 集		5	5		2	2.5	1
再々募集		1	1		1	1.0	1
行政(社会人経験者) U I J ターン枠		15	14	8	3	4.7	2
2 回 目		16	16	8	1	16.0	1
行政(社会人経験者) 若者定着促進枠		10	9	5	1	9.0	1
2 回 目		10	10	4	2	5.0	2
行政(社会人経験者) U I J ターン枠 (高卒程度)		11	9	7	3	3.0	3
2 回 目		3	3	3	2	1.5	2
行政(社会人経験者) 若者定着促進枠 (高卒程度)		12	11	6	3	3.7	3
2 回 目		7	7	5	2	3.5	2
行政(I C T)		0	-		-	-	-
2 回 目		0	-		-	-	-
行政(国際・観光)		2	2		0	-	-

2 回 目	2	2		2	1.0	2
行 政（障 が い）	18	17	8	1	17.0	1
総合土木(社会人経験者)	2	1		1	1.0	1
2 回 目	3	3		2	1.5	1
総合土木(社会人経験者) （ 高 卒 程 度 ）	2	2	2	0	-	-
林業(社会人経験者)	0	-		-	-	-
2 回 目	1	1		0	-	-
学 芸 員（植 物）	1	1	1	1	1.0	1
埋蔵文化財保護業 務に従事する職員	4	3	2	1	3.0	1
警察官（回転翼 航 空 操 縦 士）	7	6	6	1	6.0	1
警 察 行 政 （ 情 報 技 術 ）	0	-	-	-	-	-
警 察 職 員 （ 航 空 整 備 士 ）	1	1	1	1	1.0	1

※なお、合格者数の1次の欄が斜線の試験区分は、1次試験と2次試験に分けず一括して実施

4 審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

令和7年度には措置要求はなかった。現在、人事委員会に係属中の事案はない。

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

令和7年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	処分内容	処分事由	審理方式	処理結果 (年月日)	備 考
令和7年(審) 第1号請求事案	懲戒処分:免職	酒気帯び運転	書面審理	—	係属中
令和7年(審) 第2号請求事案	懲戒処分:戒告	パワーハラスメント	書面審理	—	係属中

(3) 不利益処分に関する審査請求の裁決取消訴訟

不利益処分に関する審査請求の裁決を受けた職員が、行政事件訴訟法第3条第3項の規定に基づき、当該裁決をした行政庁が所属する地方公共団体を被告として、当該裁決の取消しを求める訴訟を提起した場合、地方公務員法第8条の2の規定に基づき、人事委員会が地方公共団体を代表し、これを遂行する。

令和7年度における裁決取消訴訟はなかった。現在、人事委員会に係属中の事案はない。

(4) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

令和7年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区 分	転任・昇任	辞職	給与	勤務条件	服務	厚生福祉	ハラスメント	人事評価	その他	計
県 分			1	4		1	10	1	8	25
委 託 団体分	1	1	1	1			7		2	13

5 監理関係業務

(1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

ア 県関係

○令和8年4月1日改正（令和8年4月組織改編関係）

(7) 追加指定した職

機 関			職
知事部局	本庁	(みらい企画創造部)	重要プロジェクト・地域未来戦略監
		(健康福祉部西村山新病院整備推進室)	室長補佐
			管理運営専門員
	出先機関	水産技術振興センター	所長
			副所長
			部長
			主幹
			船長
	人事委員会事務局		企画主査

(イ) 削除する職

機関			職
知事部局	本庁	(総務部秘書課)	課長補佐（秘書担当）
		(みらい企画創造部)	重要プロジェクト等推進監
			いきいき山形未来企画監
		(健康福祉部)	参事
	出先機関	(博物館)	副館長（総務を担当するものに限る。）
		(水産研究所)	所長
			最上丸副船長
		(内水面水産研究所)	所長
人事委員会事務局		任用・公平専門員	

(ウ) その他

機関		変更内容
知事部局	本 庁	山形空港事務所及び庄内空港事務所を県土整備部からみらい企画創造部に移管することに伴い、規程の順序を改める。

イ 委託団体関係

○ 令和8年5月22日改正（令和8年4月組織改編関係）

(7) 追加指定した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	政策調整監
鶴岡市	市長部局	園長
	会計課	主幹
	議会事務局	事務局次長
中山町	町長部局	主幹
小国町	病院	看護介護部長

(4) 削除した職

団体名	機 関	職
山形市	市長部局	D X推進監
酒田市	市長部局	市長公室長
		次長（市長公室に置くものに限る。）
小国町	病院	看護部長
	介護老人保健施設	介護老人保健施設事務長

(2) 職員団体の登録

ア 令和8年3月末現在登録されている団体数〔（ ）内は法人格を有するもの〕

県 関 係	8 (4)
委 託 団 体 関 係	3 6 (1 1)
市 町 村	3 4 (1 0)
一 部 事 務 組 合	2 (1)

イ 変更登録状況（令和7年度）

区 分	変更登録 組 合 数	登 録 事 項 別 件 数				
		名 称	所在地	規 約	役 員	計
県 関 係	8			1	8	9
委託団体関係	3 0				2 9	2 9
計	3 8			1	3 7	3 8

登 録 職 員 団 体 一 覧 表

登 録 番 号	職 員 団 体 名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	役 員 の 任 期
県 2	山形県高等学校障がい児学校 教 職 員 組 合	S41.10. 8	単位	有	山形市木ノ実町12番37号	4／1～3／31
" 3	自治労山形県職員労働組合	"	"	"	山形市松波二丁目8番1号	1年 (大会～大会) (7/1～6/30)
" 4	山 形 県 教 職 員 組 合	"	"	"	山形市木ノ実町12番37号	2年 (会計監査委員1年) (4/1～翌々年3/31)
" 5	米 沢 市 教 職 員 組 合	H 3. 8. 6	"	無	米沢市門東町2-3-27 (教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
" 6	東 置 賜 教 職 員 組 合	"	"	"	南陽市二色根45-2 (労働福祉会館内)	2年 (4／1～翌々年3／31)
" 7	北 村 山 教 職 員 組 合	H 4.11.26	"	有	村山市楯岡大沢川5-4 (北村山教育会館内)	2年 (4／1～翌々年3／31)
" 8	全 山 形 教 職 員 組 合	H 5. 1.19	連合	無	山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	1年 (定期大会～次期定期大会)
" 10	I R I S 山 形	R7.5.13	単位	"	愛知県一宮市三桑字新21-6	選出後～次期定期大会まで
市 1	大石田町職員労働組合	S41.10. 8	"	"	大石田町緑町1番地	11月～10月
" 2	寒河江市職員労働組合	"	"	"	寒河江市中央一丁目9番45号	6／1～5／31
" 3	庄内町職員労働組合	"	"	"	庄内町余目字町132番地の1	7／1～6／末
" 4	新 庄 市 職 員 労 働 組 合	"	"	"	新庄市沖の町10番37号	大会～次期大会
" 6	戸 沢 村 職 員 労 働 組 合	"	"	"	戸沢村大字古口270番地	6／1～5／31
" 7	山 辺 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	山辺町緑ヶ丘5番地	大会～次期大会
" 8	天 童 市 職 員 労 働 組 合	"	"	"	天童市老野森一丁目1番地の1	大会～次期大会
" 13	西 川 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	西川町大字海味510番地	12／1～11／30
" 14	三 川 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	三川町大字横山字西田85番地	5／1～4／30
" 15	上 山 市 職 員 労 働 組 合	"	"	"	上山市河崎一丁目1番10号	1年 (大会～大会)
" 16	高 畠 町 職 員 労 働 組 合	"	"	有	高畠町大字高畠436番地	1年 (大会～大会)
" 17	遊 佐 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	遊佐町大字遊佐町舞鶴202番地	1年
" 19	朝 日 町 職 員 労 働 組 合	"	"	無	朝日町大字宮宿1115番地	4／1～3／31
" 20	山形市役所職員労働組合	"	"	有	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
" 21	村 山 市 職 員 労 働 組 合	"	"	"	村山市中央一丁目3番6号	10月～9月
" 23	尾 花 沢 市 職 員 労 働 組 合	"	"	"	尾花沢市若葉町一丁目2の3	1年 (大会～大会)
" 24	東 根 市 職 員 労 働 組 合	"	"	"	東根市中央一丁目1番1号	10／1～9／30
" 25	河 北 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	河北町谷地戊81番地	10／1～9／30
" 26	舟 形 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	舟形町舟形263番地	2年

登録番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)	主たる事務所の所在地	役員任期
市29	中山町職員労働組合	S41.10.8	単位	無	中山町大字長崎120番地	大会～次期大会
〃30	長井市職員労働組合	〃	〃	有	長井市栄町1番1号	大会翌日～次期大会
〃31	鮭川村職員労働組合	S41.11.9	〃	〃	鮭川村大字佐渡2003番地の7	1年(大会～大会)
〃32	川西町職員労働組合	S42.6.28	〃	無	川西町大字上小松977番地の1	1年(総会～総会)
〃33	大江町職員労働組合	S42.8.1	〃	〃	大江町大字左沢882番地の1	6/1～5/31
〃36	南陽市職員組合	S43.4.5	〃	〃	南陽市三間通436番地の1	11/1～10/31
〃37	金山町職員労働組合	S44.7.25	〃	〃	金山町大字金山324番地の1	11/1～10/31
〃38	小国町職員労働組合	S45.4.10	〃	〃	小国町大字小国小坂町二丁目70番地	大会翌日～2年後の大会
〃42	真室川町職員労働組合	S50.3.24	〃	〃	真室川町大字新町124番の4	11/1～10/31
〃43	飯豊町職員労働組合	S54.11.20	〃	〃	飯豊町大字椿2888番地	2年
〃44	大蔵村職員労働組合	S60.6.25	〃	〃	大蔵村大字清水2528番地	1年
〃45	酒田市職員労働組合	S62.4.1	〃	〃	酒田市本町二丁目2番45号	1年
〃47	白鷹町職員労働組合	H8.10.11	〃	〃	白鷹町大字荒砥甲833番地	12/1～11/30
〃48	最上町職員労働組合	H10.3.11	〃	〃	最上町大字向町644番地	1/1～12/31
〃49	鶴岡市職員労働組合	H10.4.1	〃	〃	鶴岡市馬場町9番25号	11月定期大会～次期定期大会
組1	東根市外二市一町共立衛生 処理組合職員労働組合	S42.4.28	〃	有	東根市大字野田字シタ2038番地	10/1～9/30
〃2	置賜広域行政事務組合 職員労働組合	S52.3.15	〃	無	書記長所在の事業所	7/1～1年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 令和7年度号別区分表

(令和7年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門学校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、東北農林専門職大学、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、致道館中学校、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(39)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部庄内北部新エネ産業振興室、同部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育局本局、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

() 内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

② 令和8年度号別区分表

(令和8年4月1日現在)

監督 機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、東北農林専門職大学、農林大学校、水産技術振興センター(内水面水産研究部及び水産振興部を除く)、水産技術振興センター内水面水産研究部、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、致道館中学校、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(38)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部庄内北部新エネ産業振興室、水産技術振興センター水産振興部、東京事務所、 [教育]教育局本局、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、刑事企画課機動捜査係・交通機動隊・機動隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

() 内の数字は事業場数を示す。

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

③ 特定機械等の設置状況（令和８年３月31日現在）

区 分	知 事		教育委員会		警 察 本 部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボ イ ラ ー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5			7	8

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

項 目		知 事	教育委員会	警察本部	計	備 考
時間外労働・休日労働の協定届		26	70	1	97	
非常災害時等による労働時間延長届						
宿 直 又 は 日 直 勤 務 許 可		1		1	2	
断 続 的 労 働 許 可		1			1	
解 雇 予 告 除 外 認 定		1	1	1	3	
ボイラー	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査					
	廃 止 届					
	休 止 届					
	是 正 報 告					
第一種圧力容器	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査					
	廃 止 届					
	休 止 届					
	是 正 報 告					
機 械 等 設 置 届						
定 期 健 康 診 断 結 果 報 告		1	1	1	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告		1	1	1	3	
電離放射線健康診断結果報告		1		1	2	
特定化学物質健康結果診断報告		1	1	1	3	
有機溶剤等健康診断結果報告		1		1	2	
有機業務（歯）健康診断結果報告		1			1	
高気圧業務健康診断結果報告		1		1	2	
鉛 健 康 診 断 結 果 報 告				1	1	
石綿健康診断結果報告		1			1	
労働者死傷病報告		3	7	9	19	
衛生管理者選任報告		7		5	12	
産業医選任報告				2	2	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

組織改編に伴い、令和8年3月に8事業場を廃止し、令和8年4月に6事業場を新設した。

【新設事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備 考
知 事	水産技術振興センター(内水面水産研究部及び水産振興部を除く)	官公署の事業	
	水産技術振興センター内水面水産研究部		
	水産技術振興センター水産振興部		
教育委員会	新庄志誠館高等学校	12号	
	新庄志誠館高等学校最上校		
	新庄神室産業高等学校金山校		

【廃止事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備 考
知 事	水産研究所	官公署の事業	統合し、水産技術振興センターを新設
	内水面水産研究所		
	庄内総合支庁産業経済部水産振興課		
教育委員会	新庄北高等学校	12号	統合し、新庄志誠館高等学校を新設
	新庄南高等学校		
	新庄北高等学校最上校		新庄志誠館高等学校最上校に校名変更
	新庄南高等学校金山校		新庄神室産業高等学校金山校に校名変更
警 察 本 部	機動捜査隊庄内方面隊	官公署の事業	

エ 事業場の個別監督調査

135の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業場に対しては、是正するよう指導した。

部 局	号 別	調 査 事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知 事	12号	26	6	○ 時間外勤務関係 (労基法第36条) ○ 衛生委員会関係 (安衛則第23条)
	官公署	16	0	
教育委員会	12号	69	3	○ 時間外労働関係 (労基法第36条)
	官公署	0	0	
警 察 本 部	12号	1	1	○ 時間外労働関係 (労基法第36条)
	官公署	23	0	
計		135	10	

6 公平委員会の事務委託関係業務

(1) 委託状況

委託状況 団体区分	R 6 年度末の状況	R 7 年度中における変動		R 7 年度末の状況
		廃 止	新 規	
市	1 2 (米沢市を除く。)	0	0	1 2 (米沢市を除く。)
町 村	2 2 (全町村)	0	0	2 2 (全町村)
一部事務組合	1 5 (※ 1)	0	0	1 5 (※ 1)
広 域 連 合	2 (※ 2)	0	0	2 (※ 2)
計	5 1	0	0	5 1

(※ 1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合
松川堰組合	西置賜行政組合
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合
最上広域市町村圏事務組合	

(※ 2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合

(2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額：832,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

- ・団体負担額 1 団体あたり9,000円
- ・職員数加算額 職員数に応じた定額 (0 ～ 47,000円)
- ・職員団体加算額 職員団体 1 団体あたり1,000円 (36団体)